新しい体制を確認
たたかいへの決意さらに
CO家族の会臨時総会開く

七月七日の原告団臨時総会をうけてCO家族の会の臨時総会が、七月二十一日午前十時二十分から組合事務所で約六十人が参加して開かれました。

総会では、さきの原告団臨時総会で選出された久保会長があいさつ、斉藤副会長が経過報告を述べました。この中で、「和解問題」についての討議の過程からの問題点や、旧家族の会役員の態度、新しい体制を確立する意義などについて述べられました。

さらに、組合を代表して田口書記長、原告団を代表して永江事務局長、弁護団を代表して小島弁護士が、それぞれの立場からの態度と、今後の裁判闘争への決意が述べられました。

「和解問題」が出されて以降、真剣な討議を経て、原告団も三池労組も「和解のテーブルにつく」ことを決めたが、一部原告の別行動があり、裁判闘争もきわめて重要な時期を迎えている。

議題の中では、原告団臨時総会で決まった反対派十人のうち家族の会役員五人についての除籍をあらためて確認するとともに、新役員（会長・久保時枝、副会長・斉藤清子、会計・室野井スエノ、役員・芝尾マサ子、桑原サダエ）を再確認しました。

また、除籍された旧役員が会計をにぎっているため、早急に引き継ぎをさせること。新しい体制のもとでの家族の会としての『声明』（別項）を確認し、今後の裁判取り組みについて意志統一しました。

総会の中では、会員宛に除籍された石原マサ子名儀で総会への不参加を呼びかける葉書が送りつけられている不当な事実について糾弾する声が出されました。

訴え

昭和三十八年十一月九日、三井鉱山の手によって引き起こされた三川鉱炭じん爆発によって、夫や息子を一瞬にして奪われ、今なお廃人同様になっている人もいます。

あれから二十二年という長い間、本当に苦しい生活ときびしいたたかいの連続でした。

「CO患者家族の会」は、昭和四十年三月二十四日に組合の指導によって結成され、それ以来助け合い、励まし合ってCO闘争に取り組んできました。

この年のメーデーには、全国各地の会場で三池の実態を訴え、その後も諸集会や、各組合をまわって支援を要請し、運動を続けました。

CO特別立法制定のために、子供の手を引いての座り込みや泊り込み、中央での夜を徹しての行動など、今思い出すとよくがんばったものだとつくづく感じます。

三池現地では、坑底に七十五人が座り込み、中央では労働省前でハンストに入りました。そして四十二年七月二十一日、ようやくCO特別法が成立して、たたかいの成果をかみしめました。

その後も、会社や政府に対して、たたかいは続けられました。

四十八年五月、やむにやまれぬ気持で、会社の責任を追及するために損害賠償の裁判を起こしました。それ以来、遺族・CO患者・家族の会は三池大災害原告団として裁判闘争に取り組み、十二年目を迎えました。

一月二十二日、裁判所から「和解のテーブルにつく」意思があるかどうかの打診がありました。組合は原告団の役員会議にはかり、二カ月半にわたる討議のすえ、最終的には原告団総会を開いて「和解のテーブルにつく」ことを大多数の意思として集約しました。

しかし、一部の原告は総会の意思に背き、また、三池労組の機関決定を無視して、あくまで裁判を継続するとして、別行動をとり、その後何回となく原告団の役員会議をボイコットし、家族の会代表とは認められない行動をとってきました。

会員の皆さん、私たち家族の会は、現在まで組合の指導のもとに団結してたたかってきました。また、全国の多くの仲間に支えられて今日まで運動を続けてきました。このような立場から、裁判の結果がどのように解決をみようとも、三池労組の旗のもとでたたかいを続けていく覚悟です。

私たちは分裂はもうこりごりです。分裂が私たちのためにならないことは、三池闘争でしみじみ味あってきました。

組合を信頼し、すべての原告団のために、組織切り崩しのための説得や勧誘に耳をかさず、家族の会全員が一致団結してたたかわなければなりません。

新しく決まった家族の会の役員は、皆さんのご協力のもとに力いっぱい努力することをお誓いいたします。

ともに全力をあげてがんばりましょう。

昭和六十年七月二十一日

「和解問題」をめぐって、原告団の意思集約や三池労組の方針に従わず別行動をとっている一部原告を支援し、指導している元執行委員谷端一信氏に対して、原告団臨時総会で抗議することが決定され抗議文が送付されました。

抗議

昭和三十八年十一月九日の三池大災害から二十二年。損害賠償請求の裁判を起こしてから十二年が経ちました。

私たち三池大災害原告団は、三井の責任追及、遺族とCO患者の生活補償と完全治療、炭鉱災害を繰り返さないための保安の確立を要求して、三池労組をはじめ全国のたたかう仲間に支えられて今日までたたかってきました。

裁判闘争も大詰めとなった本年一月、福岡地方裁判所の谷水裁判長から「和解意思の有無」について打診があり、私たち原告団は弁護団の見解と組合執行部からの問題提起を受けて、二カ月半にわたって民主的に討議を重ね、四月二十一日の臨時総会において「和解のテーブルにつく」ことを原告大多数の意思として集約し、これを受けて三池労組も大衆討議の結果「和解のテーブルについてたたかう」という方針を圧倒的多数で確認しました。ところが、討議の過程から原告の一部が意見のちがいを理由にグループをつくり、大多数の原告の意思や組合の機関決定を無視して、あくまで「和解反対」を主張して別行動をとっています。

これは「統一と団結」の旗を投げ捨てるもので、原告団の分裂と組織への混乱をもたらし、裁判闘争を弱体化させるものです。また、和解の席での責任追及をおそれる会社側に、テーブルにつくことを拒む口実を与えるなど、和解による勝利を目指す大多数の原告の意思を踏みにじるものであり、厳しく糾弾されなければなりません。

このように、裁判闘争がきわめて重要な段階に直面しているとき、かつて三池労組の執行委員をつとめ、CO闘争を直接担当してきた貴殿が、長年の執行部としての活動を通じて得た、遺族やCO患者からの信頼を利用して、原告団員への家庭訪問による切り崩しや、別行動をとるグループの激励や指導をするなど、原告団を分裂させる行為は、かつて貴殿を信頼してたたかってきた遺族やCO患者、家族のひたむきな気持を裏切るもので絶対に許すことができないものです。

私たち原告回は、貴殿が直ちにこのような分裂策動を止めることを強く要求し、怒りをもって抗議します。

三池大災害原告団
谷端　一信殿

原告団総会で除籍された者

七月七日の原告団臨時総会で反組織的行動によって除籍された者は次の十人です。

沖　克太郎（組合員・患者）
山田　勝（〃　〃）
織田　喬企（〃　〃）
西原　隆寛（〃　〃）
池畑　重富（〃　〃）
石原マサ子（退職者・家族）
塚本　栄子（〃　〃）
清水　栄子（〃　〃）
江口キヨノ（〃　〃）
塚本みすえ（〃　〃）

三池炭鉱の歴史の中から
その四　第十三回
四山中国人収容所

武松　輝男

四山鉱は、むき出しのコンクリートを曝しながら、暑い日陽しをかろうじてはねかえしている。

のびた夏草の緑と対照的に、ガラスが割れ、黒ずんだ窓枠だけになった外貌窓から射し込む日陽しが、薄暗い室内に吸い込まれて、無人となった冷えた室を膨らませ、その膨らみがいくつも寄り添い、歴史の立証に役立とうと、かつての栄華の残滓を晒しているようにも見える。

この旧四山鉱。その眼下に広がる四山グランドの北側に、強制連行中国人収容所はあった。

「ここの中国人収容所は、勝立や万田の収容所と違うとったつです。勝立や万田は部屋があって、畳バ敷いてありましたバッテン、四山の収容所は、一棟を四っに区切って、十文字になりますたいナ、その十文字が廊下になっとって、そして区切られたところは畳は敷いとらんで、ただウスベリを敷いた広間テ言うか、そうなっとったです。ちょうど海水浴場の海の家の板の間にゴザを敷いとるのと同じことで、ゴザを敷いとらんところが通路と言うわけですたい」

「いままで知らんやったバッテン、中国人は椅子生活げなですなあ、知らんじゃった。

収容所のあった頃ンモンも誰でん知らんじゃったつじゃろなあ、そりゃ、椅子生活バしょったもんに座り生活バせろチ言うこつじゃろけん、そん苦労だけでんたいへんなことやったろ、と思うですばい。いつじゃったか、会社ン旅行でベッドに寝せられたときにゃ、腰のひんまがって寝られたもんじゃなか。それどころか一カ月ばっかりは腰の痛かったつですバイ。それと同じことで、中国人はそりゃあきつかったろうと思いますバイ」

その当時の日本人は、皇国日本の臣民という気持があった。日の出ずる国の民がやることが唯一のもので、ほかのことは間違っている。と思い込んでいたものだ。だから古老たちが言うように、中国人が椅子生活をすることなど一顧もしなかったのだろう。

誰の書物だったか、神のことにふれ、西洋の神は一つ（キリスト教のこと）だが、日本の神は八百神もいる、それは日本が神国ということで、西洋に比べて日本がずっと偉いのだ、ということが記されていた。

いま考えると幼児的発想とでも言えるものだが、その当時は、その幼児的発想に心酔していた。そういう発想の単純性が、椅子生活様式という日本の生活様式と異質なものへの配慮の欠慕をひきおこしたのだろう。

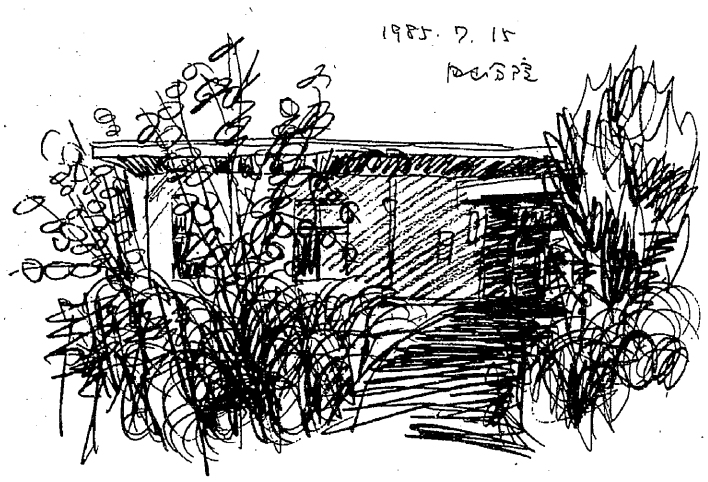

ある記録によると、六百九十四人の収容中国人のうち、強制連行の途中も含めて死者百五十八人と記されている。死亡率二十三パーセント、高い死亡率である。

それも本人の意思とは無関係に四人に一人が殺されていくことと同じことで、捕捉され、強制的に連行される中国人にとっては、死の行進と言ってよいもので、残酷無慈悲である。

この苦渋に満ちた中国人収容所跡に、昭和四十三年九月、三井病院四山分院が建てられ、過去の忌わしい記録をすべて覆いかくしてしまった。

だが、昭和五十六年三月、四山分院が廃院になった。

白衣の看護婦の立ち働く隙間に炭鉱労働者の血と汗をかいまみたものだが、荒れた廃屋がかえって過去の陰惨さを浮き出させているようにみえる。

（カットも筆者）